

レイアウト見直し

レイアウト見直し									ステータス	区分	要件反映有無	照会事項	賛成	反対	不明	事務局方針
帳票群 ※類似帳票	#	帳票No.	帳票名称	団体名	該当か所	意見の分類	意見内容	ご意見の理由								
No. 35-36_償却申告案内	42	35、36	償却申告案内(汎用紙) 償却申告案内(はがき)	I市	13	その他	「納税義務者番号」とは、宛名番号、所有者コードと同義か。「所有者コード」にした方が良いのではないかと。	申告書では「所有者コード」としてするため	継続検討	質問	反映あり	【全団体】 前回のWTにて償却資産申告書上の「所有者コード」は、納税通知書上の「納税義務者番号」と同一であるとのご意見を多数いただきました。それらを踏まえて、償却資産申告書上の「所有者コード」欄の表題名を「納税義務者番号」とする方針です。業務上、支障がないか確認させてください。  メリット：同一の番号を指しているものの、帳票によって表題名が異なる状況を解消できる。 デメリット：免税点未満になる見込みの事業者が申告書を受領した場合に、表題名が「納税義務者」番号であるため、「免税点未満の場合は納税義務者ではないのではないか？」といった問い合わせがくる可能性がある。	7	1	1	■意見概要 ・賛成(8団体)：A市、B市、D市、E市、G市、I市、J市、K市 ・反対(1団体)：C市(変える必要性が低い。) ・不明(1団体)：F市 ・意見(2団体)：G市、I市 G市：法改正を厭わないのであれば、「免税点未満が確定(例：資産の取得価額が150万円以下減価償却によって確実に免税点を下回る。)な場合には申告義務を課さない」とことであれば、各団体の事務効率化を図ることができると考えます。 I市：償却資産関係の帳票においては「所有者コード(納税義務者番号)」というように併記するという方法もあるのではないかと考えます。  ■事務局方針 賛成多数のため償却資産申告書上の「所有者コード」欄の表題名を「納税義務者番号」といたします。
No. 37-38_申告はがき	51	37、38	申告はがき(明細なし) 申告はがき(明細あり)	I市	14	その他	「納税義務者番号」とは、宛名番号、所有者コードと同義か。「所有者コード」にした方が良いのではないかと。	申告書では「所有者コード」としてのため	継続検討	質問	反映あり	※#42の検討結果と同様にいたします。  <参考：再掲> 【全団体】 前回のWTにて償却資産申告書上の「所有者コード」は、納税通知書上の「納税義務者番号」と同一であるとのご意見を多数いただきました。それらを踏まえて、償却資産申告書上の「所有者コード」欄の表題名を「納税義務者番号」とする方針です。業務上、支障がないか確認させてください。  メリット：同一の番号を指しているものの、帳票によって表題名が異なる状況を解消できる。 デメリット：免税点未満になる見込みの事業者が申告書を受領した場合に、表題名が「納税義務者」番号であるため、「免税点未満の場合は納税義務者ではないのではないか？」といった問い合わせがくる可能性がある。	7	1	1	#42と同様の方針といたします。
No. 81_相続人代表者指定(変更)届	147	81	相続人代表者指定(変更)届	K市	3	実用上の懸念	「通知書番号」の記載場所を備考欄辺りに変更し、税目欄を設けてほしい。 税目欄は該当の項目を市民に記載してもらおう様式にできないか。	固定資産税事務の他、市県民税や軽自動車税など他税目でも本様式を使用しており、通知書番号記載欄があればそれらを判断できる。届出人が通知書番号を把握していないケースもあるため、届出たい税目を選択できるように、チェック欄を設け、チェック欄・税目・通知書番号といった順番の配置が望ましい。	継続検討	質問	反映あり	【全団体】 「No. 81_相続人代表者指定(変更)届」について、以下の理由から自治体間での統一・システムからの出力機能を要件化しなくても良いと考えております。当該帳票を標準仕様書の帳票レイアウトの作成対象から外すことといたしますがよろしいでしょうか？  ・「相続人～」という帳票の性質上、法人が対象となることが考えられない。(帳票を統一したことによる納税義務者へのメリットが少ない) ・本帳票は、納税義務者にとっても通年で送られてくる帳票ではない。(人生で一度あるかないか) ・帳票を機械で読み込む・法人システムに取込む等の使い道が考えられない。	11	0	0	■意見概要 賛成(11団体) ■事務局方針 全団体から賛成いただきましたので、「No. 81_相続人代表者指定(変更)届」を仕様から削除いたします。

## レイアウト見直し

帳票群 ※類似帳票	#	帳票No.	帳票名称	団体名	該当 か所	意見 の分類	意見内容	ご意見の理由	ステ ータ ス	区 分	要件反 映有無	照会事項	賛 成	反 対	不 明	事務局方針
土地(補 充)課税台 帳(閲覧 用)、家屋 課税台帳(開 覧用)	271								新規検 討	質問		【全団体】 土地(補充)課税台帳(閲覧用)、家屋(補充)課税台帳(閲覧用)について  「課税標準の特例額(該当条文)」は、課税標準の特例により減額された課税標準額に相当する額を印字する欄です。評価額と課税標準額(特例が講じられている場合は、特例適用後の額)に加えて、「課税標準の特例額(該当条文)」も印字する必要がありますか？	0	0	2	■意見概要 必要(0団体)：- 不要(7団体)：A市、C市、E市、G市、H市、J市、K市 どちらでも良い(1団体)：D市 不明(1団体)：B市 意見(2団体)：F市、I市  ■事務局方針 不要という意見を多数いただきましたので、「課税標準の特例額(該当条文)」を削除いたします。
評価証明書 (償却資 産)	272								新規検 討	質問		【全団体】 償却資産に係る証明書を発行する場合、資産一品ごとの証明書を発行することがあるでしょうか。				■意見概要 発行有(2団体)：C市、J市(補助資料であり証明書扱いではない) 発行無(6団体)：A市、B市、D市、E市、F市、G市、I市、K市 不明(1団体)：H市  ■事務局方針 発行無しの団体が多数のため、資産一品ごとの証明書は発行しない整理といたします。 【C市】 資産1品ごとの証明書について、どのような帳票が確認させてください。 種類別明細書に公印・市長名を印字して発行するものでしょうか。
土地価格等 縦覧帳簿	274								新規検 討	質問		【全団体】 縦覧制度は、市町村内に備えてある縦覧帳簿を納税者が縦覧することで、市町村内の他の土地や家屋の評価額の比較を通じて評価額の適正さを保証するというものです。このことから、他の外部帳票と異なり、縦覧帳簿を納税者に交付することは考えられないことから、帳票レイアウトの作成対象から外すことといたします。 このことについて、特段のご意見などあれば教えてください。	4	0	1	■意見概要 賛成(9団体)：A市、B市、C市、D市、E市、F市、G市、I市、J市 どちらでも良い(1団体)：H市 意見(1団体)：K市 必須帳票であり、複数市に資産を所有している者が縦覧した際にレイアウトが異なると混乱が生じるため、レイアウト作成対象とすべきと考えます。  ■事務局方針 賛成多数のため、「土地価格等縦覧帳簿」及び「家屋価格等縦覧帳簿」を帳票レイアウトの作成対象から外すことといたします。 【K市】 印字する項目数も少ないことから、団体間の差異が少ないことが想定されるため、上記方針とさせていただきます。なお、縦覧帳簿の閲覧のために来庁される納税者も少ないと認識しております。
家屋価格等 縦覧帳簿	275								新規検 討	質問		【全団体】 縦覧制度は、市町村内に備えてある縦覧帳簿を納税者が縦覧することで、市町村内の他の土地や家屋の評価額の比較を通じて評価額の適正さを保証するというものです。このことから、他の外部帳票と異なり、縦覧帳簿を納税者に交付することは考えられないことから、帳票レイアウトの作成対象から外すことといたします。 このことについて、特段のご意見などあれば教えてください。	4	0	1	#274と同様の方針といたします。
更正価格決 定通知書	276								新規検 討	質問		【全団体】 「別紙回答シート_#276更正価格決定通知書について」をご参照ください。				